

7番 元坂 正人議員

議長（大西慶治君） 通告順2番、元坂正人議員の一般質問を行いますので、元坂正人議員は質問席へ移動してください。

それでは、通告順2番、元坂正人議員の発言を許可します。

元坂正人議員。

7番（元坂正人君） 7番、元坂正人でございます。今回3問の質問をさせていただきます。まず1点目につきまして、佐原の大谷にありました火葬場の跡地利用について質問をさせていただきます。この火葬場につきまして、大谷地域の皆様方には大変なご協力とご理解の上、昭和39年ごろから施設ができておりました。

そして昭和59年には新施設として建設され、平成19年9月まで使用された。そして平成21年、昨年11月に取り壊されたということになっておりますが、現在、更地となっております、この土地の活用というところ、このような土地では活用にならないと思っておりますけれども、どのようにこの土地を町は考えておられるか質問をさせていただきます。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） それでは、大谷火葬場跡地の利用について、お答えをいたします。この火葬場につきましては、旧大台町の火葬場として、昭和60年3月に完成をいたしました。宮川地域のやすらぎ苑と大谷火葬場の二つで、合併後はこの火葬業務を行ってきたところでございますが、この火葬場の老朽化が進みまして、また火葬能力も低下してきましたことから、平成19年9月から町の火葬場はやすらぎ苑の一施設として、大谷火葬場は平成21年11月に取り壊したところでございます。

その跡地の利用というふうなことでございますので、このことにつきましては、桜等の植樹、そういったようなもので対応していければというふうなことを思っているところでございます。いずれにしましても、地域の方の意見もお

聞きをしながら検討していきたいと、こう思っているところでございます。ご理解をお願いいたしたいと思います。

議長（大西慶治君） 元坂正人議員。

7番（元坂正人君） 今の前向きな答弁をいただいたわけでございますけれども、非常にこのような施設をつくるにあたっては、本当に地元の方の温かい本当の同意が要ると思います。何十年来こうしてお世話になってきたお陰で、今まで1823体、あそこでお世話になったということを伺っております。この24年間、いろいろとお世話になってきた跡地、あのまま放っていいものかというようなご意見もございまして、ぜひ慰霊塔を、そして今町長が言われましてけれども、桜などを植えたらというようなことになっておりますので、桜なんかそんなに多くは要らないと思いますけれども、そのような本当に感謝の気持ちで、そういうところに向けていろいろと整備をして、本当に慰霊塔を建てていただきたいということと。

それでこの建物と延べ面積、約1200、300平米あるかと思えます。約350から400近いかなと思っておりますけれども、このような土地でございますので、一つあそこを通ったら、よく整備したなど、本当に今までずっとあそこは何体もお世話になってきたなというようなことでございますので、ぜひ一つあそこへ向いて建てていただいて、お願いするものでございます。答弁よろしく申し上げます。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） この佐原、大谷の皆さん方にはこの24、5年間、大変お世話になってきたということで、敬意を表したいというふうに思います。その上で、慰霊塔というようにお話でございます。この慰霊塔と言いますのは、事故なりあるいは災害等々、そういったようなことで亡くなった人たちの霊を慰めるというふうな意味合いも込めまして、その跡地への建立をやっていくべきものであると思いますが、このように通常の火葬というような業務でございますので、そこに慰霊塔というようにものを建てるのは、ちょっとそぐわない

のかなというふうに思っているところでございます。

先ほど申し上げましたように、桜等の植樹ができるようなことであれば、地元とも調整をさせていただいて、そのような公園的なものにでもなればなというふうなことは思っているところでございますが、いずれにしましても地元と調整はさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（大西慶治君） 元坂正人議員。

7番（元坂正人君） いろいろと地元の区長さんなり関係する方たちにも、よく相談をしていただいて、より一層皆さんに喜んでいただけるような跡地としてお願いをしておくものでございます。

議長（大西慶治君） 質問には答弁を求めてから、次に入らせていただきたいと思います。

町長、何かありますか。ございませんか。

元坂正人議員。

7番（元坂正人君） えらい失礼しました。

それでは答弁もないということでございます。2番手につきまして、軽自動車税、現在、自動車の納税課税台数は5097台で、そのうち平成22年度保留予定台数が21台となっております、別に平成22年度滞納者が235台あるということでございます。滞納額も118万9500円となっております。年々金額もふえておるということです。

そこで滞納者の納税対処方法について、督促とかいろいろかの指導をなさってみえる、そしてこの間、乗っておられない車1年、事故して放ったり、山の中へ行ったり、車のナンバーはついてはいるけれども、動かないというような何が大変あるかと思えます。そのような処置と、今後そのような車について、取り立てるだけ取り立てる、督促状だけ出すというふうにはならないと思えますので、そこら辺を持ち主とよく話をさせていただいたり、そういうところをお願いしたいということをお聞きいたします。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） それでは軽自動車税、小型特殊及び原付の自動車税について、答えをいたします。

まず、平成22年8月12日現在の状況について、ご説明を申し上げます。平成22年度の軽自動車税課税台数は5097台でございます。課税額は2421万8900円でございます。滞納繰越額は217万5718円となっております。課税保留台数は、平成21年度までで47台、平成22年度分は21台で、合計で68台の予定でございます。

議員ご指摘のとおり、昨年度の滞納繰越額204万600円と比べましても、13万5118円、滞納額が増加をしております。滞納額増加と主なものとしましては、税額7200円の軽四輪乗用車、税額4000円の軽四輪貨物車でございます。軽四輪乗用車課税台数は、普通自動車から軽自動車への乗り換え、あるいはエコカー減税等による新規の購入等で、この3年間だけでも189台ふえております。それと比例するかのよう、滞納台数は平成20年度で30台、平成21年度で52台、平成22年度110台と、増加する傾向でございます。

一方、軽四輪貨物車の課税台数は減少傾向にありますものの、滞納台数は平成20年度で44台、平成21年度が65台、平成22年度が86台と、逆に増加をしている状況であります。滞納する理由の主なものとしましては、車検の時に滞納分をまとめて納税するとか、「譲渡・廃車・転出手続き等せず滞納している」ということ。そしてまた「経済不況による生活困窮によるもの」そういうものが考えられます。

現在、滞納者に対しましては、督促状あるいは催告書による通知のほかに、町県民税等の他の税も滞納している場合は、軽自動車税も含めて預貯金、不動産等の差し押さえを行い、徴収をいたしております。今後は口座振替による納税の推進、督促状・催告書による通知のほか、軽自動車税だけの滞納でありましても、悪質な滞納者には預貯金や滞納している軽自動車等の差し押さえなどの滞納処分により徴収を行っていきたいと考えているところでございますので、

ご理解をお願いし答弁といたします。

議長（大西慶治君） 元坂正人議員。

7番（元坂正人君） いろいろと手をつくすという回答をいただきました。これについて、この徴税、軽自動車税、この町税は町へ向いて入ってくる種類は14種類ございまして、県税、普通車、県へ向いて入っていくのは、40数種類というふうな類別になっておりますけれども、この中で普通車、県税に収める税金ですけれども、滞納、前は5年間、5年間支払いしない場合は、もう一切免除という法律になっておりました。この中で現在、法律も少しずつ変わってきてまして、この車検の時に滞納になっていると、車検が受からないというシステムになってきておりまして、払わない方は車検が受からないと。

そして、そのような5年も放っておくというようなことは、現在は県もいたしおりません。ただし課税については、課税保留という措置もございまして、その中で車検をできないようなシステムになっておりますので、税金を払う方だけ車検を受けてくださいというシステムになっております。

そして、この町については、封印がございません。封印がございませんので、まず登録は陸運局へいきます。その中で行ってナンバーを陸運局のほうから、こうして皆さん方にお持ちしてつけるわけでございますけれども、この手続きが町でやるんじゃなくて、県のほうでやっております。その関係上、普通車は4月1日から税金がかかるし、この軽自動車は4月2日から税金がかかるものであります。この間、3月中に抹消とか、いろいろか普通車はするけれども、4月1日現在、2日から軽自動車はかかるわけでございますので、この措置を1日啓発も必要かと思えます。

1日軽自動車は遅れるわけでございますので、その間、お済みになっておるかとか。それからどうしていこう、お支払いになっておられないとか。いろいろかのことがあろうかと思えますけれども、今私が申し上げたように、事故で山の中に放ってある、そして何かのエンジンのトラブルで庭に放ってあると、ナンバーはそのままだと、けれども督促は来ると。そういうところで、町はど

うですか、出向いてそのようなところへ向いて行って、年寄りはなかなかそういうことで税金ばかり来るけれども、乗っておらへんのにというようなことも伺っておりますので、ぜひそういうようなことのないように、何らかの措置、減免とか、乗れない車ということは行って確認をしていただいて、町のほうも動いて滞納でこんなことばかりふえてくるというのも、こういうようなことが一方にあるかと思うんで、喜んで税金ばっか督促だけ出して、また督促するには税金もかかっておるわけですから、そういうところのないように、一つ関係当局、関係する職員の皆さん、一つそういうところへも出向いていただいて掌握していただきますようお願いいたします。答弁求めます。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） この件は、当然、運転者の皆さんがしっかりと認識しておかなければならない部分でございます。ですので、ディーラーの皆さんもそのような指導もさせていただければと思っているところでございます。まずはこの納税をされることによって、きちんとその責務を果たされて、車を走らせることができる、こういうようなことは必然的にご理解いただいているものだというふうに思っているところでございます。そのように放置をされた自動車等は当然それは課税の対象にもなりますので、その時には廃車の手続きといったようなものを、きちんとやっぱりされるように、広報も必要かとは思いますが、けれども、当然そのことについては、放置すること自体がおかしいというふうなことで、まず運転者の皆さんにも当然ご理解いただいておりますことでもございますし、また自動車を販売される方、修繕される方等についても、そのようなことで啓発をいただければ、こう思っているところでございます。

何らか我々としましても、放置自動車等のないような形で、これはごみにもなってしまいますので、そこら辺の啓発はしていきたいというふうに思っております。

議長（大西慶治君） 元坂正人議員。

7番（元坂正人君） 結局販売店もそれは確かに指導もしております。その

中で、高齢社会になってきて、なかなか若い方はほかへ出て行って、車だけ置いて行かれる世帯もございまして、乗っておらへんのやけれども、そのような啓発とか何か文書を出しても、なかなか病院に入院されてみえるかと、いろいろなことがありますので、なかなかこの実態というと、課税ばかりして税金ばかりして、滞納額、それに向けて金利がつくというような悪循環になってきますので、どっかで切らんと、そういうような放置とか、動かないとかいうのは、出向いていただいて、県はもう既に1年過ぎて車検が切れた場合でも課税保留と、税金を掛けないということになっておりますので、一つこういうシステムもございまして出向いていただいて、なかなかよう連絡しても耳の遠い人、電話口に出られない方もみえると思います。

だからそういうところの温かい政治、そういうところも一つよろしく願いたいと思いますので、よろしく願いたいします。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） 基本としてはやはりそういう車に乗られる方は、すべておわかりのことだと思っております。ですので、そのような手続きを他の方はきちんとされておるといことでございます。やはり乗りもせんのに課税がされておるといふうなことについては、これはたまったもんやないと、こういうようなことではございますが、要は本人さんがそのような手続きをしてもらえるかどうかというふうなことでございます。そういったような点についての啓発は必要かと思っておりますけれども、出向いて行ったりとか、そういったようなところまで一つひとつおわておると、それこそ税金がかかっておるわけですから、それでロスが多いというふうなことでございますので、一人一人が気をつけていただいたら全部済んでいく話というふうなことを思っておりますので、その点をご理解いただかないかなのかなというふうに思っているところでございます。

また、県の制度等ももう少し勉強させていただきますが、そういったようなことで放置されておるような場合には、課税されていくんで、それもまた年々

累加していくふうなことにもなりますので、これは十分気をつけていただかねばならないということで、その点、啓発は考えてみたいと思います。

議長（大西慶治君） 元坂正人議員。

7番（元坂正人君） それでは、3点目になります。国民健康保険について、無保険者の支援とか、いろいろかちょっとお聞きしたいと思います。健康保険の滞納者は1年以上国保税を滞納した場合、「保険証」ではなく、保険証の取り上げとも言える「資格証明書」が発行されておると。この資格証明書で医療機関にかかった時は、窓口でかかった医療費の3割ではなく全額一たん支払わなければなりません。後に納税状況により7割分が還付されますが、この資格証明書を持つ人が、医療機関にかかるのを我慢し、死に至るケースが報告されておるところでございます。もちろん税負担の公平化を図り、制度を維持していくためにも、資格証明書の適切な運用も必要でありましょうが、国保税を下げる努力が減免申請などのシステムはどのように運営をされておるかということをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） それでは、国保におきます無保険者の支援について答えをいたします。

この国民健康保険は病気やけがに備えて、保険税を出し合いながら安心して治療が受けられるよう加入者皆さんの相互扶助で成り立っている社会保障制度でございます。保険税を納めない方が多く見えますと、国民健康保険制度そのものが成り立たなくなってしまう。国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、また加入者間の負担の公平を図るため、一つの手段として特別な事情もなく、保険税を1年以上滞納されますと保険証を返していただき、資格証明書を交付することとなっております。

当町では資格証明書を発行対象者の方で、連絡の取れる方につきましては、健康保険課と税務課と一緒に面接を行いまして、特別な事情を確認した上、納付誓約を交わし、有効期限3カ月もしくは6カ月の保険証、いわゆる短期証を

発行しております。資格証明書は発行はいたしておりません。なお、資格証明書の対象者の14世帯については、連絡が取れない状況でございます。

当町の一人当たりの医療費は毎年増加しておりまして、平成21年度では県下で7番目に高いということでございます。また一方で国保税は県下で26番目に低くなっております。そういったことから単年度実質収支が、毎年赤字となっております。基金で補てんをしていますが、その基金も残り少なくなっておりますので、国保税の値上げも検討しなければならない状況となっております。

国保税を下げるためには、町民が病気にならないようにすることが大切でございます。このため、現在実施をしております特定健診、特定保健指導による生活習慣の改善や病気の早期発見、早期治療を行うための各種健診、また認知症や転倒による骨折を予防するいきいき教室、運動ボランティアによる各地区での体操などの健康づくりを積極的に進めていく必要があると考えております。

また国保税の減免措置としましては、地震・風水害・火災等の災害や生活保護などの理由で、保険税を納めることが著しく困難であると認められる人に対し、大台町国民健康保険税減免取扱要綱に基づき、申請により減免をいたしております。なお、軽減措置としましては、前年中の国保加入者の総所得金額に応じ7割軽減、5割軽減、2割軽減と負担を軽くする制度がございます。また、今年度より倒産・解雇などによる非自発的失業者にかかる国保税につきまして、前年度の給与所得を100分の30として算定する軽減制度が創設をされております。今後とも町民が健康でいきいきとした生活が送れるよう、健康づくり事業を積極的に推進するとともに、万一病気になった場合には、安心して医療機関にかかれるよう国民健康保険制度を適正に運用してまいりたいと考えております。ご理解をお願いしまして、答弁とさせていただきます。

議長（大西慶治君） 元坂正人議員。

7番（元坂正人君） 大台町におきまして、国民健康保険加入世帯数が1756世帯、国民健康保険の総数が3094人と、短期証で21世帯、今町長が

言われました資格証明書14世帯と、滞納世帯数が251世帯あるということ、それで滞納額が非常に大きいと。この大きい額がいいのか悪いのか、ちょっとそこら辺がありますけど、4500万円程度滞納しておるといふようになっておりますけれども、このように今のお話ですけれども、本当に困窮してよう支払わない方とか、いろいろか指導していけば、いろいろとそういうような滞納額も減るとか、いろいろあるかと思えます。

その中で非常に今のお話ですけれども、取立てばかりきつうして、死に追いやってもいいのかというふうにもなりかねておるといふ状況にも聞いておりますけれども、やはり親切に町民一人一人の生命・財産はやっぱり町当局がこうして把握、どうかやっていただかないかという中で、温かい一つ行政の一環として、そういうような滞納者とか、そのようないろいろかのいつになったらお支払いできるよというふうなところを、担当者がそのようなところへ出向いて、一つ聞いておるか、何かあかんだら県に言うて、収納課へ向いて行って税金またこの町民の税金を使って、取立てにいったらいいんやと。そのようなやっぱりやり方は私はあかんと思う。

だから、税金はやはり公平さも、それはなるわけですけれども、やはりそのようなところも一つ町もよく考えて、あかんだら弁護士に相談したらいいんやとか、やっぱりそれはそれとしていいことでもあるし、また考えさせられるところでもあると思えますので、一つそのようなところから温かい行政をお願いをするものでありまして、ちょっと答弁をお願いいたします。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） 取立屋ではございませんので、いわゆる負担の公平性というようなものを基本に置きながら対応していかなならんと、こういうことでございます。そのために所得に応じて、7割、5割、2割という軽減制度ができておるといふようなことでもございますし、近年倒産とか解雇とか、こういう経済状況の中で、前年所得を100分の30に軽減して、そして課税をしていこうというふうなことで、それこそそれなりの応じた制度としてやらせて

もらっており、こういうようなことでございます。これはちゃんと納めてもらっており人も大変苦労しながら、納めてもらっていることだというふうに思います。そういう中でやはり軽減制度もございますので、そういうことで決して納められないことではないのかなというふうに思っているところでもございます。

しかし、現実に滞納が4460万円余というようになってきておりますので、そこら辺はしっかりと納めていただくような相談もかけて、やらしていただかなければならんというふうなことでございます。現在、その短期証の発行が21世帯と、こういうふうなことでございますが、高校生以下のあるところは発行はいたしておりません。普通の国民健康保険証で対応いただいております、こういうふうなことでございますので、本当に温かい行政を展開をさせていただいておりますものだというふうに認識をいたしているところでございます。よろしく申し上げます。

議長（大西慶治君） 元坂正人議員。

7番（元坂正人君） 少しはちょっと私も安心をしたわけですがけれども、またそのような世帯とか、いろいろかご相談事があれば、一つ耳を傾けて、一つ温かい町政に励んでいきたいというようなお言葉をいただきましたので、質問をこれで終わらせていただきます。どうもご答弁ありがとうございました。

議長（大西慶治君） 元坂正人議員の一般質問が終了しました。

---

議長（大西慶治君） しばらく休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時45分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---